

産業厚生常任委員会報告

令和4年3月29日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年3月22日午後1時27分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名の出席のもとに本委員会を開催し、3月17日に本委員会に付託されました議案6件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、総務課長、住民環境課長、健康福祉課長、観光戦略課長、子ども・子育てサポートセンター所長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る3月17日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第30号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：家庭的保育事業に関しては、美浜町には該当する施設はないということですが、託児、一時保育の充実が図られると、働く女性の生活環境の改善にも繋がります。今回の条例改正で、これまで書面で行われていた諸記録の作成・保存が、電磁的方法による対応が可能になるということですが、この場合のセキュリティ面はしっかり確保できるのでしょうか。

回答：家庭的保育事業を営む事業所が情報漏えい等のセキュリティ対策を行うこととなります。

(2) 議案第31号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：保護者などへの説明の内、書面などで行うもの及び書面などで行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能であるということですが、これはどういうものですか。

回答：主に保護者に対する重要事項の説明に関することであります。内容は、保護者の承諾を得て、職員の勤務体制や利用者の負担額等、重要事項を記載した文書を電磁的記録及び電磁的方法でもできるように改正するものです。

質疑：重要事項の電子情報処理については、サイバー対策も必要ですが、役場のクラウドシステムと同じ様なセキュリティ対策を行うのでしょうか。

回答：役場と同じセキュリティ環境で対応します。インターネットや電子メール、データの保存に関しても、セキュリティは十分守られるように行っ

ていきます。

(3) 議案第32号 美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

質疑：今回の遊覧船の値段で、貸切り5万円、大人2,500円、子ども1,250円とあり、前の値段に比べると2倍になりますが、この料金設定で、乗客は乗ってくれると思いますか。

回答：今回の条例に定める乗船金額は先の全員協議会で説明させて頂いているとおりで、あくまでも上限金額と考えて頂き、この上限金額を基に指定管理者で料金を設定していくこととなります。

質疑：にぎわい広場のコンセプトというのが分かりにくいですがどのようなものでしょうか。

回答：にぎわい広場はレークセンター本体の隣に位置し、色々なイベント等を開催できる場所で、キッチンカーに来ていただいて食事もしめる空間、湖の眺めを楽しんでもらえる場所としています。また、イベント等が無い場合は、パラソルやベンチを置いてくつろいだり、休憩していただく場所として考えております。

質疑：遊覧船の使用料金は1時間当たりで設定されておりますが、周遊コースで時間も変わると思いますが、この場合の料金設定はどうなりますか。

回答：1時間当たりの料金を基本とし、2時間前後の場合は上限金額の範囲内で指定管理者が適切な金額を設定することとなります。

意見：指定管理業務で指定管理料が発生しないから良いというものではないです。行政が設備投資を行い、後は指定管理者任せでは無責任だと思えます。過去の反省も踏まえ、大きな税金を投入しての事業再開には、行政にも大きな監督責任をしっかりと担っていただきたいです。

質疑：今度のレークセンターだけではなく、色々な公的施設を造って、そこを指定管理にして行くことについては、多額の税金をつぎ込んでいます。営利を伴う指定管理施設は、明確な収支報告が必要だと考えるがどう思われますか。

回答：町の指定管理者には、営利の絡むものや絡まないものもあります。指定管理料についても、支払いの無いもの、町が全額負担するものもあり、行政としてもしっかりと管理していきます。

(4) 議案第35号 美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

質疑：予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を行うため、予防接種健康被害調査委員会を設置するということですが、これまでこの様な委員会はなかったのですか。

回答：これまでは、委員会を要綱で運用していました。今般コロナの予防接種

が始まるに当たり、他県等で健康被害が出ているということを考え、町の付属機関として位置づけ条例を制定しております。

質疑：この委員会は、予防接種による健康被害が発生した時や発生が予測された場合に、今回のコロナワクチン等も対象となり、医学的な調査・審議を行い、町長からの要請で、委員会を開催することになるのでしょうか。

回答：最初に健康被害を受けた方、もしくはその家族の方が町の方に請求権があります。それに基づき市町村は必要書類を受け取り、町長が委員会に調査を指示するという形になっており、基本、請求がなければ委員会は開催されません。また、今回のコロナワクチンの副反応だけでは健康被害扱いとはなりません。

質疑：健康被害とは、どの程度のことを健康被害というのですか。

回答：おおむね入院を要するような方が申請されていますが、その他にも重篤な障害をお持ちになる方、まれに、予防接種によって死亡された方等はこの調査対象の健康被害者となります。なお、被害の補償は、委員会が調査して、最終的には国が判断することになります。

(5) 議案第36号 美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定について

質疑：エコクル美方が出来た当時、視察でゴミの色々な知識を勉強し、再生に係る作業等を見学させていただきました。これからもゴミに関する知識を学ぶ場や教えるスタッフがいると良いと思いますがどう考えますか。

回答：人口減少により当時のような方が少なくなったため、活発な状況ではありません。ゴミに対しての知識はこれからの環境問題に大変重要であり、今後の課題として検討していかなければならないと考えます。

(6) 議案第37号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について

質疑：若狭町と共同使用してきた可燃ごみガス化溶融施設について、美浜町は4月から敦賀市との共用を開始するため、使用しなくなります。令和4年度から維持管理費が発生しないという認識でよろしいですか。

回答：その通りです。

質疑：今後この施設の解体に伴う費用は今後も発生するのでしょうか。あるいは今年度限りなのでしょうか。

回答：環境対策費が生じ、その中には、炉の清掃や汚染物質の除染が含まれます。施設の解体については18年間利用してきているため、負担金は今後も発生するとご理解していただきたいです。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第30号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(2) 議案第31号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(3) 議案第32号 美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって承認することに決しました。

(4) 議案第35号 美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(5) 議案第36号 美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定については、賛成多数をもって承認することに決しました。

(6) 議案第37号 美浜・三方環境衛生組合理約の変更に関する協議については、賛成多数をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午後2時35分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。